

## 福岡市事業系ごみ資源化推進ファンドの概要

### 1. 設置目的

事業者の自主的な取組みのみでは事業系ごみの資源化が円滑に進まない現状に鑑み、事業者の排出者責任を踏まえつつ、その資源化に向けた取組みを支援することにより、循環資源の更なる利用を促進し、循環型社会の形成を進めることを目的とする。

### 2. 経緯

#### (1) これまでの取組み

本市では、平成16年12月に第3次福岡市一般廃棄物処理基本計画を策定し、同計画に基づき、ごみ減量・リサイクルに関する取組を進めてきている。事業系ごみについては、平成27年度までに31万トンにする削減目標を定め、特定事業用建築物への立入指導、事業系古紙回収システム構築などの施策を進めてきた結果、平成21年度には事業系ごみの要処理量は29万4千トンまで減少し、6年前倒しで削減目標を達成した。

しかし、事業系の可燃ごみについては、紙類が約5割、厨雑芥類（食品廃棄物）が約2割あり、依然としてリサイクルの余地が残っているという課題がある。

#### (2) 課題

ごみ減量・リサイクルについては、近年、事業者の取組意識も高まってきており、循環型社会の歩みを着実に進めつつあるが、一方では、資源化に要するコストの負担感や、資源化したくても、収集運搬から資源化に至るまでのルートが十分に構築されていないなどの課題も抱えている。

#### (3) 答申

このため、本市においては、事業系ごみの資源化推進に関する具体的な仕組みづくりの検討を目的として、「事業系ごみの資源化推進検討委員会」を設置し、平成22年12月に答申がまとめられた。

答申では、新たな資源化ルートの構築などの「資源循環策」、ごみ減量とリサイクルに密接に関連する「ごみ処理手数料の改定」、資源化に取り組む排出事業者・資源化事業者への「行政支援策」の3施策を事業系ごみの資源化促進システムとして、一体的に実施する環境づくりを行うべきとなっており、「行政支援策」については、ごみ処理手数料減免制度の廃止による増収を原資に、「事業系ごみ資源化推進ファンド」を創設し、実施すべきであるとなっている。

資料3 参照

### 3. 福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド条例の骨子

#### (1) 積立て

ファンドには、寄附金及び歳出予算をもって定める額を積み立てる。

なお、歳出予算をもって定める額は、減免制度の見直しに伴うごみ処理手数料収入の33%に相当する額とし、積立額は20億円以内とする。

#### (2) 設置期間

平成23年10月1日から平成38年3月31日まで

### 4. 福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会の役割

本市の事業系ごみの資源循環施策の推進にとって投資効果が高いと期待できる分野において、ファンドを適正に活用していくために、客観的な立場で、技術面、採算面、広域での循環資源の需給バランスの面などを踏まえ、ファンドの処分対象事業の選定や評価等を行う。

#### <所掌事項>

- ① 次年度に実施するファンドの処分対象事業及び各事業費に関する事項
- ② ファンドの処分対象事業のうち公募による事業について、事業及び事業者の選定並びに助成額に関する事項
- ③ ファンドの処分対象事業について、事業系ごみの減量・リサイクルに係る実績、費用対効果、将来的な事業発展性等の視点からの評価、事業の継続及び実証研究の方向性などに関する事項
- ④ その他事業系ごみの資源化に関し必要と認める事項